

木造住宅の耐震診断 をしませんか？



木造住宅耐震診断支援事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅は大規模な地震が発生した場合、**倒壊する**などの**大変危険な状態**である可能性があります。

◎募集戸数 **5戸**

◎募集期間 令和4年12月20日（火）まで

1戸あたり3,000円の自己負担で耐震診断を受けることができます。

【対象住宅】

耐震診断を受けることができる住宅は、市内の木造住宅のうち、次のいずれにも該当する住宅です。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（在来軸組工法）で、その後増築していない2階建て以下の住宅。
（増築内容によっては該当になるケースもあります）
- ②過去に、この事業で耐震診断を受けていない住宅。

【対象者】

この事業の対象者は、次のいずれにも該当する方です。

- ①市内に耐震診断の対象となる住宅を所有している方
- ②市税等を滞納していない方

【必要書類】

- 申込書（市役所3階の建設企画課又は市ホームページにあります）
- 建設年度の確認できる書類（次の書類のうちいずれか1つ）
（建築確認通知書、検査済証、又は建設時の契約書、建物登記書、固定資産（家屋）評価額証明書、固定資産税課税証明書の写し）

【申込・問合せ先】

〒028-8030 久慈市川崎町1-1
久慈市役所建設部建設企画課
TEL0194-52-2120（直通）

（裏面の木造住宅耐震改修工事助成事業もご覧ください）

木造住宅の耐震改修をして 地震に強い家にしましょう！

木造住宅耐震改修工事助成事業

耐震改修とは、耐震診断によって判明した住宅の弱点を補強することです。過去の地震において倒壊した住宅及び建築物は、昭和56年6月の耐震基準が強化される以前に建てられたものが多いことから、耐震改修をすることが重要となります。

- ◎募集件数 **1件** ※事前に木造住宅耐震診断を受けていただく必要があります。
- ◎募集期間 令和4年12月20日（火）まで
- ◎助成内容 耐震診断により、耐震工事が必要と判断された住宅を対象に耐震改修に係る工事費の5分の4以内で、最大100万円（多雪区域の場合は最大120万円）を限度に助成します。
※耐震補強に係る部分のみに対する助成となります。

【対象住宅】

耐震改修工事を受けることができる住宅は、市内の木造住宅のうち、次のいずれにも該当する住宅です。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（在来軸組工法）で、その後増築していない2階建て以下の住宅（増築内容によっては該当となるケースもあります）
- ②耐震診断により、耐震改修工事が必要と判断された住宅

【対象者】

この事業の対象者は、次のいずれにも該当する方です。

- ①市内に耐震改修工事の対象となる住宅を所有している方
- ②市税等を滞納していない方

【必要書類】

- 申請書（木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書）
- 木造耐震診断結果報告書の写し
- 耐震改修工事計画書（案内図、平面図、改修計画図、改修後の耐震診断の総合判定、多雪区域の場合は多雪区域の判定）
- 耐震改修工事費見積書（耐震工事とその他の部分を別にしたもの）
- 納税証明書（市税）

【その他】

- ・交付決定後に工事の契約をしていただく必要があります。
- ・交付決定に時間がかかりますので余裕を持って申し込いただきますようお願い致します。



【申込・問合せ先】

〒028-8030 久慈市川崎町 1-1
久慈市役所建設部建設企画課
TEL0194-52-2120（直通）